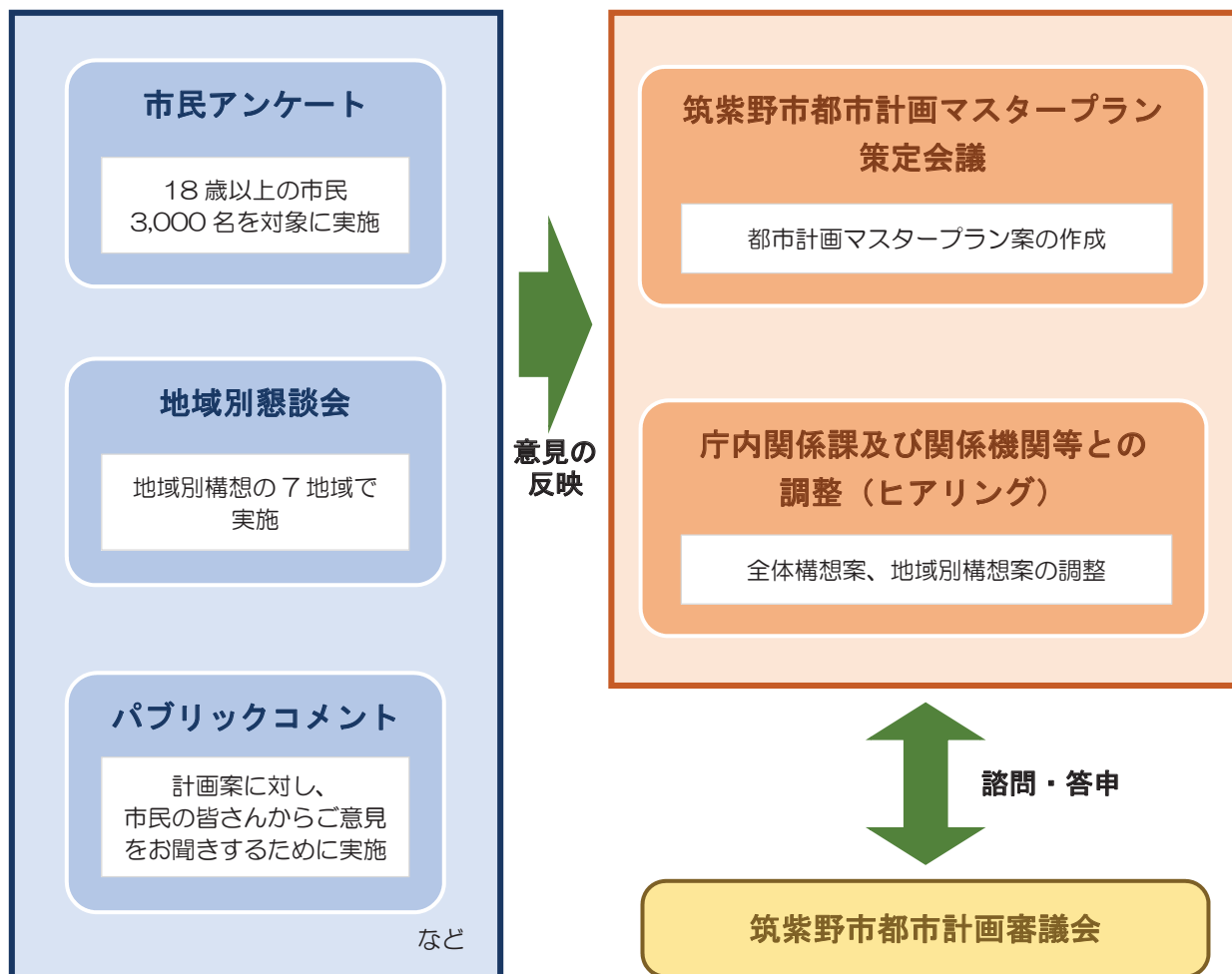


參考資料編

1. 策定体制



2. 筑紫野市都市計画マスタープラン策定会議

■開催経緯と検討内容

会 議 名	開催年月日	開催場所
	検討内容	
第 1 回 策定会議	平成 26 年 3 月 28 日	筑紫野市生涯学習センター3階 学習室 5
	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画マスタープラン策定会議について ○筑紫野市の現状について 	
第 2 回 策定会議	平成 27 年 6 月 9 日	筑紫野市歴史博物館 2 階 研修室
	<ul style="list-style-type: none"> ○現行都市計画マスタープラン進捗検証について ○第二次筑紫野市都市計画マスタープラン策定状況について ○第二次筑紫野市都市計画マスタープラン全体構想について 	
第 3 回 策定会議	平成 27 年 8 月 28 日	筑紫野市歴史博物館 2 階 研修室
	<ul style="list-style-type: none"> ○第二次筑紫野市都市計画マスタープラン全体構想について ○第二次筑紫野市都市計画マスタープラン地域別構想について 	
第 4 回 策定会議	平成 27 年 10 月 2 日	筑紫野市歴史博物館 2 階 研修室
	<ul style="list-style-type: none"> ○第二次筑紫野市都市計画マスタープラン地域別構想について 	
第 5 回 策定会議	平成 27 年 11 月 30 日	筑紫野市生涯学習センター3階 学習室 5
	<ul style="list-style-type: none"> ○第二次筑紫野市都市計画マスタープラン（案）について 	

■設置要綱

○筑紫野市都市計画マスタープラン策定会議の設置に関する要綱

(平成 26 年 1 月 30 日要綱第 3 号)

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 18 条の 2 第 1 項に規定する都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に関し、その案を作成するため筑紫野市都市計画マスタープラン策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定会議は、都市計画マスタープランの案を作成するため、意見を交換し、及び内容を検討するものとする。

(組織)

第 3 条 策定会議は、20 人以内で組織する。

2 策定会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 関係行政機関から推薦を受けた者
- (2) 市内に存する関係団体から推薦を受けた者
- (3) 筑紫野市区長会から推薦を受けた者
- (4) 市長が指名した市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(策定会議の座長等)

第 4 条 策定会議に座長を置く。

2 座長は、前条第 2 項第 4 号の委員の中から互選により定める。

3 座長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(策定会議の会議)

第 5 条 策定会議の会議(以下「会議」という。)は、座長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第 6 条 策定会議に部会を置くことができる。

2 部会において必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第 7 条 座長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第 8 条 市長は、会議に出席した委員に対し、予算の範囲内で謝金を支給することができる。

(実費弁償)

第 9 条 第 7 条の規定による委員以外の者には、証人等の実費弁償に関する条例(平成 3 年筑紫野市条例第 29 号)で定めるところにより実費弁償を支給する。

[第 7 条] [証人等の実費弁償に関する条例(平成 3 年筑紫野市条例第 29 号)]

(庶務)

第 10 条 策定会議の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

■委員名簿

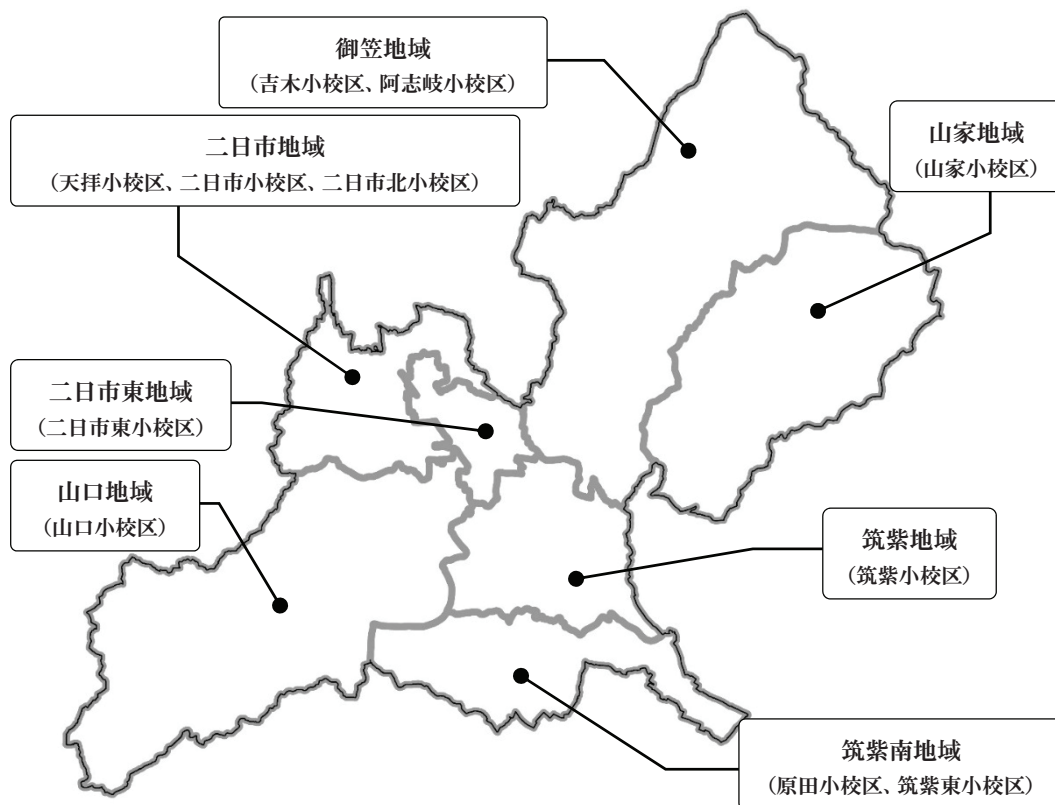
所 属	氏 名	委嘱期間
那珂県土整備事務所	江藤 展之	平成 26 年 3 月～平成 26 年 6 月
	原口 和也	平成 26 年 7 月～平成 28 年 3 月
福岡県広域森林組合	石橋 義朗	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
筑紫野市商工会 女性部	下田 幸子	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
筑紫野市身体障害者福祉協会	田部 義明	平成 26 年 3 月～平成 26 年 6 月
	永田 隆	平成 26 年 7 月～平成 27 年 6 月
	田中 るみこ	平成 27 年 7 月～平成 28 年 3 月
筑紫野市農業青年会	平山 朋之	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
福岡県宅地建物取引業協会 筑紫支部	南 博文	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
筑紫野市観光協会	山田 新治	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
代表区長	森田 陽子	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
環境経済部 上下水道工務課 →建設部 維持管理課	江口 紗佳	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
教育部 生涯学習課 →健康福祉部 子育て支援課	亀井 美和	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
健康福祉部 高齢者支援課	河本 多恵子	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
企画政策部 戦略企画課	中尾 泰明	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
建設部 区画整理課	野田 清仁	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
総務部 安全安心課	八尋 優一	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
山家コミュニティ運営協議会	斉田 成人	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
九州大学大学院芸術工学研究院	藤田 直子	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月

3. 地域別懇談会

■開催概要

- ・地域別構想の策定にあたり、地域の方々のまちづくりに対する関心を高めるとともに、都市計画に対する理解を深め、課題や取り組みについて多くの意見をいただくことを目的として開催しました。
- ・意見を聴取しやすいワークショップ方式で開催し、いただいた意見については庁内で調整しながら地域別構想に反映しました。

地域	開催年月日	開催場所
山家地域	平成 27 年 2 月 4 日	山家コミュニティセンター 学習室 1・2
御笠地域	平成 27 年 2 月 10 日	御笠コミュニティセンター 大研修室
山口地域	平成 27 年 2 月 17 日	山口コミュニティセンター 学習室 1・2
筑紫地域	平成 27 年 2 月 19 日	筑紫コミュニティセンター 学習室 1・2
筑紫南地域	平成 27 年 2 月 24 日	筑紫南コミュニティセンター 研修室 1・2
二日市地域	平成 27 年 2 月 26 日	生涯学習センター 学習室 6
二日市東地域	平成 27 年 3 月 3 日	生涯学習センター 学習室 5



▲地域区分図

■参加者名簿（順不同・敬称略）

【二日市地域】

北田 忠	天拝坂区	原田 和彦	宮田町区	山元 光長	次田区
栗原 秀峰	天拝坂区	堀之内 良一	宮田町区	吉木 勝利	大坪区
大田 正男	都府楼団地区	小田 スエ子	京町区	木村 誠一	大門区
萩尾 土郎	杉塚区	大西 みどり	京町区	大庭 浩二	大門区
上野 良直	杉塚区	森部 一隆	曙町区	古澤 勝	鳥居区
萩尾 義彦	塔原区	原田 忠継	曙町区	森田 陽子	湯町区
道永 英知	塔原区	田原 すま子	中央区	三村 敏明	湯町区
中嶋 清	六反区	花田 幸雄	中央区	畑添 和敏	武蔵区
中谷 英雄	六反区	宮澤 喜久男	栄町区	石内 壽	武蔵区
椎葉 眞弓	本町区	田代 龍海	栄町区	萩尾 紘一	上古賀区
永田 正	本町区	福地 宗一	昭和区	平馬 和仁	上古賀区
松浦 良直	入舟区	廣瀬 征一	昭和区		

【二日市東地域】

永松 厚子	紫区	溝田 喜彦	紫ヶ丘区	青木 直次	中原団地区
有上 俊治	紫区	井上 國次	東町区	山口 博	中原団地区
井上 章	天神区	梶原 梶之助	東町区	服部 治	針摺区
長藤 忠	天神区	水野 正春	針摺東区	中村 義典	針摺区
田代 邦夫	旭町区	井上 興治	石崎区	萩尾 勝	俗明院区
林田 正義	東新町区	井上 東次	石崎区	阿部 南志郎	俗明院区
水田 あや子	東新町区	中島 妃佐子	若葉団地区	宮川 公孝	朝倉街道団地区
宮崎 武	紫ヶ丘区	上野 隆則	若葉団地区	佐々木 勝則	朝倉街道団地区

【山口地域】

井上 孝一	むさしヶ丘区	松下 文夫	山口区	佐伯 尚美	古賀区
中川 壽朗	むさしヶ丘区	真鍋 豊	萩原区	吉村 善行	立明寺区
坂本 英生	むさしヶ丘区	三角 輝夫	萩原区	石橋 秀孝	立明寺区
中川 慎一	平等寺区	尾中 健一	萩原区	森 純夫	立明寺区
坪内 善一	山口区	本田 重幸	古賀区		

【御笠地域】

長谷 裕之	柚須原区	藤木 和啓	原区	平島 昌子	上阿志岐西区
日永田 美月	香園区	森木 優元	原区	八尋 一男	下阿志岐区
平嶋 正一	本道寺区	横山 勢司	原区	小川 豊	下阿志岐区
平嶋 敏雄	本道寺区	齊藤 奉文	宮の森区	井上 修	下阿志岐区
市川 隆利	大石区	三原 瑞栄	宮の森区	帆足 俊一	下阿志岐区
靱井 廣海	大石区	竹本 やよい	宮の森区	伊藤 利之	下阿志岐区
桑山 節男	西吉木区	新田 覚二郎	ゴルフ場団地区	井上 元生	天山区
鬼木 岩土	西吉木区	堀内 みどり	ゴルフ場団地区	鬼木 勝幸	天山区
鬼木 克躬	西吉木区	小井出 義麿	みかさ台区	井上 知義	天山区
鬼木 秀實	西吉木区	池本 多恵子	みかさ台区	外山 陽一郎	牛島区
新原 英敏	東吉木区	平山 健児	上阿志岐東区	八尋 雄二	牛島区
臼井 徹男	東吉木区	和田 清志	上阿志岐東区	亀原 光章	牛島区
松田 幸夫	東吉木区	中路 幸信	上阿志岐西区		

【山家地域】

宮原 高利	山家1区	小山田 義之	山家9区
齋田 憲二	山家1区	平山 良治	山家9区
主税 保徳	山家2区	安武 恵	山家コミュニティ運営協議会
主税 光一	山家2区	木村 賢治	山家コミュニティ運営協議会
勝山 眞二	山家3区	古賀 成光	山家コミュニティ運営協議会
山内 耕輔	山家6区	神崎 光成	山家コミュニティ運営協議会
加藤 國男	山家7区	原田 日出男	山家コミュニティ運営協議会
藤井 信義	山家8区		

【筑紫地域】

柴田 耕輝	城山区	吉村 純一	美咲区	長瀬 敏昭	永岡区
大石 英樹	筑紫区	富岡 稔	岡田区	波多江 祐介	永岡区
松本 健一	筑紫区	松村 正秋	諸田区	川上 弘道	桜台区
森 民夫	若江区	木村 茂	諸田区	佐々木 享宏	桜台区
松村 正和	若江区	三宅 貞行	常松区	金丸 正憲	筑紫駅前通区
大村 茂	下見一区	永吉 孝廣	常松区	鳥越 美昭	筑紫駅前通区

【筑紫南地域】

古川 仁敬	原田区	澤田 重信	西小田区	小林 朗子	光が丘区
山崎 淳一	原田区	澤田 政輝	西小田区	内野 優	美しが丘北区
大久保 暢夫	原田区	秋山 敏廣	西小田区	安達 光義	美しが丘北区
田中 邦雄	隈区	小坪 和則	馬市区	角田 和馬	美しが丘北区
田中 俊太	隈区	中山 雄夫	光が丘区	松永 達始郎	美しが丘南区
田中 春喜	隈区	森山 五男	光が丘区	記名辞退者 1名	

4. 都市計画審議会

■開催経緯（都市計画マスタープランに関するものを抜粋）

会議名	開催年月日	開催場所
	内容	
平成25年度 第3回会議	平成26年1月24日	筑紫野市歴史博物館2階 研修室
	【報告案件】 第二次筑紫野市都市計画マスタープラン策定状況について	
平成26年度 第2回会議	平成26年11月27日	筑紫野市歴史博物館2階 研修室
	【報告案件】 第二次筑紫野市都市計画マスタープラン策定状況について	
平成27年度 第1回会議	平成27年5月21日	筑紫野市歴史博物館2階 研修室
	【報告案件】 第二次筑紫野市都市計画マスタープランの策定状況について	
平成27年度 第2回会議	平成27年11月20日	筑紫野市役所 本館2階 第2・3委員会室
	【報告案件】 第二次筑紫野市都市計画マスタープランの策定状況について	
平成27年度 第3回会議	平成28年2月8日	生涯学習センター3階 学習室5
	【審議案件】 議案第69号 第二次筑紫野市都市計画マスタープラン策定について	

■ 諮問書

27 筑都第 90 号
平成 28 年 1 月 28 日

筑紫野市都市計画審議会
会 長 坂 井 猛 様

筑紫野市長 藤田 陽三

筑紫野市都市計画審議会への諮問について

筑紫野市都市計画審議会条例（平成 12 年 3 月 29 日条例第 20 号）第 2 条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

議案第 69 号 第二次筑紫野市都市計画マスタープラン策定について

■答申書

27 筑都審第 5 号

平成 28 年 3 月 3 日

筑紫野市長 藤田 陽三 様

筑紫野市都市計画審議会

会 長 坂 井 猛

筑紫野市都市計画審議会への審議事案について(答申)

平成 28 年 2 月 8 日に開催しました筑紫野市都市計画審議会平成 27 年度第 3 回会議において、27 筑都第 90 号で諮問のあった議案について、下記のとおり答申します。

記

今回、諮問された第二次筑紫野市都市計画マスタープラン案は、今後 20 年間の筑紫野市のまちづくりの指針として評価でき、概ね妥当であると判断いたします。

なお、本計画の具現化にあたっては、土地利用に関する諸計画書との整合性を図りながら、広く市民の理解と協力を求め施策の重点的、計画的な推進に努められるとともに、経済・社会状況の著しい変化等により本計画と実態に乖離が予測される場合は、すみやかに必要な見直しをされるよう要望します。

■設置要綱

○筑紫野市都市計画審議会条例

(平成 12 年 3 月 29 日条例第 20 号)

改正 平成 13 年 12 月 25 日条例第 45 号

平成 18 年 1 月 4 日条例第 8 号

平成 21 年 7 月 9 日条例第 22 号

平成 22 年 12 月 27 日条例第 39 号

平成 24 年 12 月 28 日条例第 20 号

筑紫野市都市計画審議会条例(昭和 44 年筑紫野町条例第 30 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき筑紫野市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について、本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験がある者 4 人以内
- (2) 市議会議員 4 人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3 人以内
- (4) 市の住民 4 人以内

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 6 条 審議会の会長(以下「会長」という。)は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和 44 年政令第 11 号)第 4 条の規定によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第 7 条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱又は任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第8条 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第9条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議に関係職員を出席させ、発言させることができる。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第22号)で定めるところにより報酬を支給する。

[筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第22号)]

- 2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

[筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)]

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の筑紫野市都市計画審議会条例第3条第1項第1号の規定により委嘱された委員については、当該委嘱された任期が満了するまでの間は、改正後の筑紫野市都市計画審議会条例第4条第2号の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成13年12月25日条例第45号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月4日条例第8号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月9日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定による委員の委嘱に関する準備行為は、施行前においても行うことができる。

附 則(平成 22 年 12 月 27 日条例第 39 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 20 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

■委員名簿

職名	氏名	委嘱期間
九州大学大学院人間環境学府・ 新キャンパス計画推進室教授	坂井 猛	平成25年6月～平成27年5月、 平成27年6月～
佐賀大学大学院 工学系研究科都市工学専攻教授	有馬 隆文	平成25年6月～平成27年5月、 平成27年6月～
九州大学大学院 芸術工学研究院准教授	曾我部 春香	平成25年6月～平成27年5月、 平成27年6月～
筑紫女学園大学 人間科学部准教授	安恒 万記	平成25年6月～平成27年5月、 平成27年6月～
筑紫野市議会議員	森田 健二	平成25年6月～平成27年5月
筑紫野市議会議員	横尾 秋洋	平成25年6月～平成27年5月、 平成27年6月～
筑紫野市議会議員	辻本 美恵子	平成25年6月～平成27年5月、 平成27年6月～
筑紫野市議会議員	岡部 征紘	平成25年6月～平成27年5月
筑紫野市議会議員	佐藤 政志	平成27年6月～
筑紫野市議会議員	鹿島 康生	平成27年6月～
福岡県建築都市部 都市計画課長	赤星 健太郎	平成25年6月～平成27年5月、 平成27年6月～
太宰府市建設経済部 都市計画課長	今村 巧児	平成25年6月～平成27年3月
	木村 昌春	平成27年5月～
筑紫野警察署交通管理官	前田 章浩	平成25年6月～平成26年3月
筑紫野警察署交通課長	竹下 祐次	平成26年4月～平成27年3月
	永田 孝男	平成27年5月～
筑紫野市区長会会長	林田 正義	平成25年6月～平成27年5月、 平成27年6月～
筑紫野市農業委員会会長	原野 忠俊	平成25年6月～平成27年5月、 平成27年6月～
筑紫野市商工会女性部代表	松尾 淑子	平成25年6月～平成27年5月
	堀 智子	平成27年6月～
筑紫野市地域婦人会代表	安井 照美	平成25年6月～平成27年5月
	福地 紀子	平成27年6月～

5. 都市計画マスタープラン（平成 11 年 3 月）策定後の主な取り組み事例

①土地利用

- (1) インターチェンジを活かした流通業務施設の誘致
- (2) 計画的な市街地整備（筑紫駅西口土地区画整理事業等）
- (3) 郊外型商業施設の適切な誘導
- (4) 優良農地の保全 等



(1) 市内の流通業務施設



(2) 西鉄筑紫駅



(3) 市内の大型商業施設



(4) 市内優良農地

②交通体系

- (1) 主要地方道福岡筑紫野線の拡幅整備、主要地方道筑紫野古賀線等の整備促進
- (2) 都市計画道路の整備
- (3) 西鉄二日市駅の両側改札口の開設
- (4) 新駅の設置（平成 22 年 3 月、西鉄紫駅完成） 等



(1) (主) 福岡筑紫野線



(2) (都) 柿ノ子町口線



(3) 西鉄二日市駅東口



(4) 西鉄紫駅

③都市及び自然環境形成・景観形成

- (1) 良好な河川環境整備
- (2) 緑豊かな住宅地づくり（建築協定による緑の保全）
- (3) 旧宿場町の歴史的な街並み形成 等



(1) 山口川の親水空間



(2) 美しが丘団地



(3) 旧宿場町

④その他都市施設整備

- (1) 小・中学校の適正な規模の施設の整備及び適切な維持・管理
- (2) 生涯学習センターの整備
- (3) コミュニティセンターの整備
- (4) 都市公園整備 等



(1) 天拝小学校



(2) 生涯学習センター



(3) 筑紫コミュニティセンター



(4) 上原田公園

6. 市民アンケート調査

■調査概要

- ・第二次筑紫野市都市計画マスタープランの策定にあたり、まちづくりに対する市民の声をマスタープランに反映させるためにアンケートを実施しました。

調査対象	市内に居住する 18 歳以上の市民のうち、無作為に抽出した 3,000 人
調査方法	郵送配布、郵送回収による自記式調査
実施期間	平成 25 年 7 月 8 日～平成 25 年 8 月 23 日
調査結果	有効回答数 1,302 票（有効回答率 43.4%）

■結果要約

- ・本市が目指すべき 20 年後の姿について、福祉、医療、教育、防災などの社会基盤が充実した、安全で安心な生活を送ることができるまちが望まれています。
- ・本市のまちづくりに関する取り組みについて、JR 天拝山駅、西鉄朝倉街道駅、JR 原田駅周辺の市街地活性化については実感している市民が多い一方で、JR・西鉄二日市駅周辺の市街地の活性化については変わらないという意見が多くなっています。また、東西・南北方向の交通機能の強化については 2～3 割の人が「変わらない」と回答しています。さらに、駅前広場や駅前の駐車場・駐輪場の整備については変わらないとする市民が多くなっています。
- ・分野別の土地利用のあり方について、老朽化した住宅の建替え並びに共同住宅の建設などによる身近な住環境の改善、徒歩でも利用できるスーパーの立地、周辺と調和した工業地の形成、快適な歩行空間の整備、散策に適した公園の整備など、身近な生活環境の改善が望まれています。また、農地・自然については、営農環境や自然環境に配慮した積極的な保全を基本としながらも、農地の開発に対する一定の理解もなされています。さらに、太陽光や水力などの再生可能エネルギーの活用を望む声が大きくなっています。
- ・本市の活性化のためには、歴史及び観光資源の活用、商店街の活性化、交通網及び公共交通の充実、企業の誘致など、多分野にわたる取り組みが望まれています。年齢別にみると、高齢者は徒歩で利用できるスーパー、散策に適した公園の整備、社会福祉施設の設置などを望む意見が多くなっています。

7. 絵画コンクール

■実施概要

・第二次筑紫野市都市計画マスタープランの策定にあたり、未来を担う子どもたちに、これからのまちづくりに関心を持ってもらうため、「未来のちくしの」絵画コンクールを実施しました。

実施時期	平成 27 年 8 月 3 日（月）から平成 27 年 9 月 11 日（金）まで
応募作品数	筑紫野市内の小学 6 年生が描いた絵画 633 点
受賞件数	最優秀賞 1 点、優秀賞 2 点、佳作 11 点

■受賞者・作品

【最優秀賞】

タイトル「100年後のちくしのし」 二日市小学校6年 前田 滯奈 さん



【優秀賞】

タイトル「友達たくさん大きなちくしの」 山家小学校6年 田中 晃介 さん



【優秀賞】

タイトル「みんなが笑顔 筑紫野市」 二日市北小学校6年 兼松 ころろ さん



【佳作】

タイトル「未来の駅やタワー」 二日市小学校6年 村岡 宏太 さん



【佳作】

タイトル「グリーン筑紫野」 二日市東小学校6年 木村 千尋 さん



【佳作】

タイトル「自然あふれる未来」 吉木小学校6年 中嶋 陽花 さん



【佳作】

タイトル「森の遊園地」 阿志岐小学校6年 松尾 綾 さん



【佳作】

タイトル「広々とした街」 山家小学校6年 小江 美月 さん



【佳作】

タイトル「自然がふえた宝満川のカヌー大会」 筑紫小学校6年 有馬 実佑 さん



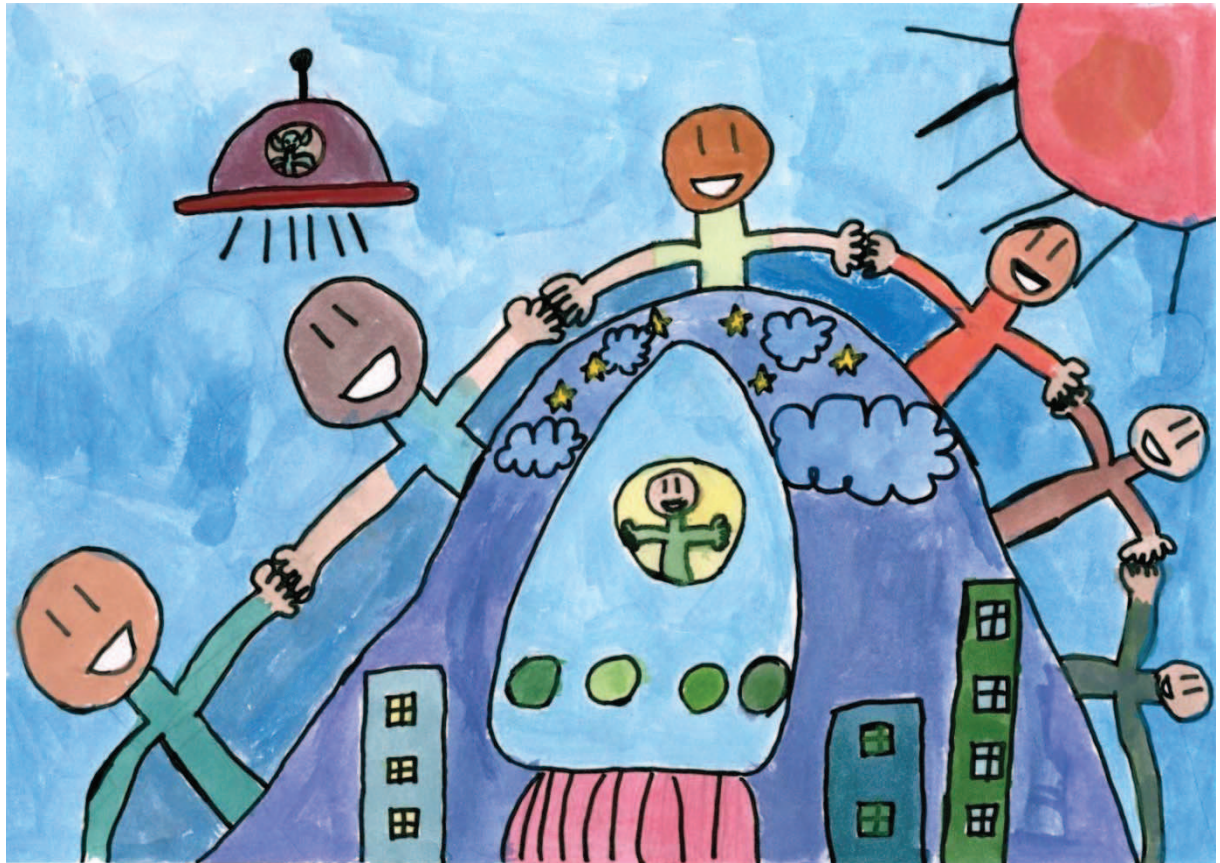
【佳作】

タイトル「エコヘルパーロボ」 山口小学校6年 内村 颯杜 さん



【佳作】

タイトル「みんなが仲よしの筑紫野市」 二日市北小学校6年 松尾 洸星 さん



【佳作】

タイトル「ゴミ0」 原田小学校6年 児玉 美羽 さん



【佳作】

タイトル「自然あふれる筑紫野市」 筑紫東小学校6年 稲富 恵衣 さん



【佳作】

タイトル「温泉の町、筑紫野市。」 天拝小学校6年 阿部 俊 さん



8. 用語解説

	用語	解説
あ	エヒメアヤメ	アヤメ科の小さな花で、本州の中国地方、四国の瀬戸内海沿岸域、九州の山地草原、朝鮮・中国に分布しています。
	延焼遮断帯	市街地火災の延焼を阻止する機能を有する道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びそれらと近接する耐火建築物によって構成させる帯状の不燃空間のことです。
	オープンスペース	公園、道路、河川、学校グラウンド、立ち入りが可能な空地等のことです。
か	合併処理浄化槽	生活排水及びし尿を併せて処理できる浄化層のことです。
	既成市街地	建物や道路などが集積し、既に市街地が形成されている地域のことです。
	共助	自主防災組織や高齢者の見守りなど地域住民が協力し合って助け合うことです。
	建築協定	地域の皆さんが自らの手で建築物に関するルールを定め、お互いに守りあっていくことを約束する制度のことです。
	広域幹線道路	高規格幹線道路、一般国道、主要地方道で構成される道路のことです。
	公共下水道区域内雨水幹線	公共下水道区域内における、雨水を排除し洪水を防ぐ水路のことです。
	公共公益施設	道路、公園、広場、河川などの公共施設及び教育施設、医療施設、行政サービス施設、鉄道施設などの公益施設のことです。
	公助	自治体や警察、消防による救助活動や介護・医療など市民共通の福祉サービスなどの公的支援のことです。
	交通結節点	異なる交通手段を相互に連絡する施設（鉄道駅、バスターミナル、駅前広場など）のことです。
	国勢調査	統計法に基づき、日本国内に住むすべての人と世帯を対象に、5年に一度実施される統計調査のことです。
	コミュニティバス	公共交通の空白地域、不便地域の地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運営するバスのことです。
	コンパクトシティ	市街地の無秩序な拡大を防ぎ、行政、商業、医療、住宅などの都市機能を中心市街地に集約した、歩いて暮らせるまちづくりのことです。

	用語	解説
さ	市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことで
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことで
	市街地再開発事業	市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行う事業のことで
	自主防災組織	地域住民によって自主的に結成する任意の防災組織のことで
	自助	災害に備えたり、健康管理など、自分で自分を守り、自分でできることは自分ですること
	集約型都市づくり	環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送れる都市を形成するための取り組みのことで
	住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載されている住民票を編成したもので
	準都市計画区域	都市計画区域外における無秩序な開発を抑制し、必要な土地利用の整序を行うために指定する区域のことで
	親水スペース	水や川に対する親しみを深めることを目的に、水や川に触れることのできる空間のことで
	生活利便施設	スーパー、コンビニ、病院、金融機関、学校、福祉施設など、日常生活において必要となる施設のことで
た	地区計画	住民の生活に身近な地区を単位として、道路や公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画のことで
	治水事業	災害、土砂災害の被害を軽減するために、堤防やダム・放水路、砂防えん堤、下水道などを整備する事業のことで
	低炭素化 低炭素都市づくり	地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出が少ない産業・社会システムを構築した社会（都市づくり）のことで
	特別用途地区	用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進など特別な目的のため、用途地域を補完する形で指定するもので
	都市計画区域	自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況から、都市の発展を見通し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のことで

	用語	解説
た	都市計画道路	都市計画において定められる都市施設の中の道路のことです。
	都市公園	都市計画区域内に設置されている、都市公園法に定められる公園または緑地のことです。
	都市洪水	局地的豪雨による都市特有の洪水のことです。
	土地区画整備事業	都市施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業のことです。
	土地の高度利用	空き家や未利用地、低層建物密集地などの土地において、その土地の潜在需要を引き出し、都市機能の向上を図ることです。
な	日常生活圏	日常生活を営むために行動する範囲・地域のことです。
は	ハザードマップ	災害に備えて、市民の皆さんに防災に関する情報を提供する図書のことです。
	バスカット	路線バスなどがバス停留所に一時停車する際に、一般車両の通行を妨げないように設置されるスペースのことです。
	バリアフリー	道路や建物、各種設備等の構造、仕様、操作性などを改善、改良し、社会生活における様々な障壁・障害を無くしていくことです。
	ファシリティマネジメント	企業や団体などが効率的に活動するために必要な施設や環境（ファシリティ）を管理し活用する経営手法のことです。
	ベッドタウン	都市圏の中核となる大都市の近郊にあり、大都市へ通勤・通学する者の居住地となっている住宅地域のことです。
	ほ場整備	耕地区画の整備や、耕地の集団化を実施する事業のことです。
や	優良農地	生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のことです。
	ユニバーサルデザイン	計画設計から全ての人が共通して利用できるようにデザインする考え方のことです。
	用途地域	無秩序な土地利用を防ぐため、建築物の用途・容積率・建ぺい率等について制限を行うものです。住居系・商業系・工業系など12種類に区分されます。
わ	ワークショップ	参加体験型の学習の場のことです。住民が中心となって話し合い、地域社会の課題を解決するための計画づくりや取り組みを実施することです。